

監査報告書

令和 6 年 5 月 23 日

社会福祉法人 長生園

理事長 中村 裕予 様

私たち監事は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの令和 5 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第 2 条の 33 各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、施設利用者の預り金等の管理状況を金銭出納報告書を基に調査を行い、検討しました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録並びに施設利用者の預り金等の管理状況について検討しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人ひかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）施設利用者の預り金等は適正に管理されているものと認めます。

以 上